



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年1月1日
以降始期用

カード盗難保険 の約款

カード盗難保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**カード盗難保険**をご契約いただきありがとうございますございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、**カード盗難保険の約款**ともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

110

「フリーダイヤル」
☎0120-720-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

- 受付時間：24 時間 365 日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110** “事故は720番-110番”
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます）
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。
- 事故の受付・ご相談
事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目 次〉

・カード盗難保険普通保険約款

第1章 用語の定義	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	3
別表 短期料率表	9

・特約条項

保険料に関する規定の変更特約条項	10
サイバー攻撃危険不担保特約条項	19
担保期間変更に関する特約条項	21
小切手拡張担保特約条項	21
車両限定カード特約条項	21
クレジットカード発行者担保特約条項（共通保険金額方式）	22
クレジットカード発行者担保特約条項（別建保険金額方式）	22
キャッシュディスペンサー用カード発行者担保特約条項（A-4. 普通預金口座、総合口座用）	22
キャッシュディスペンサー用カード発行者担保特約条項（B-4. 無担保当座貸越用）	23
デビットカード特約条項（発行者担保・盗難用）	24
保険料支払に関する特約条項（クレジットカード用）	25
保険料支払に関する特約条項（キャッシュディスペンサー用カード用）	25
保険料の精算に関する特約条項	26
免責金額の設定に関する特約条項（A. 一回の不正使用ごとに適用する場合）	26
免責金額の設定に関する特約条項（B. 一連の不正使用全体に対して適用する場合）	27
保険金の縮小払に関する特約条項	27
ETCカード担保特約条項	27
クレジットカード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）	28
キャッシュディスペンサー用カード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）	29
クレジットカード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）	32
キャッシュディスペンサー用カード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）	33
共同保険に関する特約条項	36

カード盗難保険普通保険約款

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	カードの会員規約、利用規定、加盟店規約または登録店規約をいいます。
カード発行者	カードを発行し、カード保有者に対して代金決済等のサービスを提供する者をいいます。
カード保有者	カード発行者からカードの会員規約または利用規定に従ってカードを利用することを条件として、カードを保有することを認められた者をいいます。
キャッシュディスプレイ	現金自動支払機をいい、現金自動預入払出兼用機等の現金自動支払機と同様の機能を有するものを含みます。
更新契約	保険契約者が当会社と締結したカード盗難保険普通保険約款に基づく保険契約（以下「カード盗難保険契約」といいます。）の保険期間の末日（そのカード盗難保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。）を保険期間の初日とし、更新前の契約と同一のカードを保険の対象とするカード盗難保険契約をいいます。
盗難	盗取、詐取または横領の被害に遭うことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、保険証券記載のカード（以下「カード」といいます。）が盗難に遭い、または紛失し、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
- （2）（1）の場合において、当会社が保険金を支払う損害は、カード発行者がカードの盗難または紛失の通知を受理した日（以下「受理日」といいます。）の10日前の午前0時から受理日の30日後の午後12時までの41日間に行われた不正使用による損害に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、カード発行者、カード保有者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令

違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ③ カード保有者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担した盗難
 - ④ 保険期間の開始前に生じていたカードの盗難または紛失。ただし、この保険契約が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約の保険期間の開始前に生じていたカードの盗難または紛失とします。
 - ⑤ カードがカード発行者からカード保有者に到達する前に生じた盗難または紛失
 - ⑥ 他人に譲渡、貸与または担保差入れされたカードの使用
 - ⑦ カードの有効期限を経過した後に行われた使用
 - ⑧ カードにカード保有者自らの署名が行われていない状態で行われた使用
 - ⑨ カード保有者によるカードの会員規約または利用規定の違反
 - ⑩ キャッシュディスプレイの設置場所における^{かつしよ}喝取（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われることをいいます。）
 - ⑪ キャッシュディスプレイによる限度額残高照合が行われていないことにより生じた限度額以上の引出し
 - ⑫ キャッシュディスプレイのシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乗じ、または付随して生じた盗難または紛失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、カード保有者が正当な理由がなく、盗難もしくは紛失または保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① カードの盗難もしくは紛失または保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。
 - ② カードの盗難もしくは紛失または保険事故の発生をカード発行者に通知し、カードの盗難届または紛失届をカード発行者に提出すること。
 - ③ 盗難または紛失したカードの発見回収に努めること。

第4条（損害の額の算定）

- (1) 当会社が、第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金として支払うべき損害の額は、カードが不正使用されたことによって、被保険者が法律または会員規約等に基づき負担する額とします。
- (2) (1)の額には、利息および手数料を含みません。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、カード1枚につき、保険証券記載のカード1枚あたりの保険金額を限度とし、第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額を保険金として、支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（保険事故の生じたカードについて締結された第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第4条の規定による損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3章 基本条項

第7条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領取前に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（告知義務）

- （1）保険契約者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。）および会員規約等の記載事項（以下これらを「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者が、第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （4）（2）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故による損

害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険事故による損害については適用しません。

第9条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(1)の保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(1)の保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第10条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者またはカード発行者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者（カード保有者を除きます。以下（1）において同様とします。）が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条（1）の保険事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することによ

り（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第15条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- （１）第8条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- （２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- （３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）（１）の保険事故による損害については適用しません。
- （６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- （７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- （１）第11条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- （２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第18条（保険料の返還—取消しの場合）

第12条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第8条（告知義務）（2）、第9条（通知義務）（2）もしくは（6）、第14条（重大事由による解除）（1）または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第20条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故または損害が発生したことを知った場合は、遅滞なく、次に掲げる措置を講じなければなりません。
 - ① 不正使用者の発見に努力または協力すること。
 - ② その他損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用については、当会社は、これを負担しません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故による損害の額	－	損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額	=	損害の額
-------------------------------	---	------------------------------	---	------

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の保険事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ 損害の発生状況を詳記した報告書
 - ④ 所轄警察署が発行したカードに盗難または紛失が発生したことを証明する文書（以下この条において「証明書等」といいます。）
 - ⑤ その他当会社が第22条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) (2)④の証明書等を得ることができない場合で、当会社が相当な事由があると認めるときは、カードの盗難または紛失の発生を確実に証明する書類の提出をもってこれに代えることができます。
- (4) 当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合また

は（２）から（４）までに掲げる書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の支払時期）

（１）当社は、被保険者が第21条（保険金の請求）（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第23条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第25条 (保険金支払後の保険契約)

当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)の保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第26条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年間保険料に対し、下記割合を乗じたものとする。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当社は、初回保険料払込前の保険事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当社が保険金を支払っていた場合は、当社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

② 保険契約者が、保険事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払

い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関（当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
- ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当社が①の申出を承認する場合
- (2) (1) の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当社の指定するクレジットカードに限り、以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第1条（保険料の払込方法等）（1）および同条（2）
 - ② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
- ① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2) の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4) (3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (5) 当社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料（当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた保険事故による損害に対しては保険金を支払いません。
- その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、(1) の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて

請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条 (保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払(年払を除きます。以下同様とします。)の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日)をいいます。以下同様とします。)までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(同節第1条(1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(当社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金(払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。)があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- (1) カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通約款第13条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。
- ① 普通約款第8条（告知義務）（3）③の承認をする場合
 - ② 普通約款第9条（通知義務）（1）の通知を受けた場合
- (2) 当社は、（1）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1) および (2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

<p>① 保険料払込方法が一時払の場合</p>	<p>保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料 ((1) ②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第9条 (通知義務) (1) に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。) を返還し、または追加保険料を請求します。</p>				
<p>② 保険料払込方法が一時払以外の場合 (保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条 (保険料の払込方法等) (1) に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)</p>	<p>下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料 ((1) ②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第9条 (通知義務) (1) に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。) に変更します。ただし、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="443 539 1014 743"> <tr> <td data-bbox="443 539 680 639"> <p>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</p> </td> <td data-bbox="686 539 1014 639"> <p>当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 647 680 743"> <p>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</p> </td> <td data-bbox="686 647 1014 743"> <p>当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</p> </td> </tr> </table>	<p>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</p>	<p>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</p>
<p>ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</p>				
<p>イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</p>	<p>当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</p>				

(4) 保険契約者が (3) の追加保険料の払込みを怠った場合 ((1) ①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。) は、追加保険料領収前に生じた保険事故 (当社が (1) ②の通知を受けた場合、または (1) ①もしくは (2) の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。) による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が (3) の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① (1) および (3) の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません ((1) ①または②の場合は、第3節第1条 (保険料不払による保険契約の解除) (1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

② (2) および (3) の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

(6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

① 普通約款第8条 (告知義務) (2)

- ② 普通約款第9条（通知義務）（2）または同条（6）
 - ③ 普通約款第14条（重大事由による解除）（1）または同条（2）
 - ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）
 - ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）
- (7) 普通約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- ① 第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
- ② 第1条（3）

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合には、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）
- イ. 普通約款第15条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）
- ウ. 第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
- エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

（1）次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

- ① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
- ② 第1条（3）

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領取できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

（3）（2）①の追加保険料相当額を領取できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

（4）保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
- ② クレジットカード会社経由の返還

（5）（4）の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い）

（1）当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その保険事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
- ② 保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

（2）（1）の場合において、保険事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（1）に規定する「保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその保険事故による損害に対して保険金を支払います。

（3）当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合

は、当会社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

（4）第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、（1）から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

（5）第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）ただし書の規定が適用され、かつ、保険事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

① 普通約款第8条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時

② 普通約款第9条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時

③ 保険事故の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

（1）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。

① 第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

② 第17条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）

③ 第19条（保険料の返還－解除の場合）

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	（1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （2）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

サイバー攻撃危険不担保特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	<p>次の事象をいいます。</p> <p>① サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象</p> <p>ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出</p> <p>イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限</p> <p>ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、アおよびイを除きます。</p> <p>エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。</p>
サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。</p> <p>① コンピュータシステムへの不正アクセス</p> <p>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）</p> <p>④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</p>
コンピュータシステム	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、次のものを含みます。</p> <p>① 通信用回線</p> <p>② 端末装置等の周辺機器</p> <p>③ ソフトウェア</p> <p>④ 磁気的または光学的に記録されたデータ</p> <p>⑤ クラウド上で運用されるもの</p>

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する損害（損失または費用を含みます。以下同様とします。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、サイバー攻撃に起因しない損害に対しては、この規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、カード盗難保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

担保期間変更に関する特約条項

カード盗難保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（2）（1）の場合において、当社が保険金を支払う損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用による損害に限りません。」

小切手拡張担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害のほか、小切手または小切手用紙が盗難に遭いまたは紛失し、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、保険事故の通知を、クレジットカードについてはカード発行者が、小切手または小切手用紙についてはカード保有者の預金口座設定銀行（以下「取引銀行」といいます。）が受理した日（以下「受理日」といいます。）の10日前の午前0時から受理日の30日後の午後12時までの41日間にわたって行われた不正使用による損害に限りません。

（2）（1）に規定する不正使用は、保険証券記載のカードと小切手または小切手用紙を同時に銀行に呈示し、かつ、不法にその銀行より支払いを受ける場合に限りません。

第2条（読み替え規定）

この特約条項を適用する場合には、次表のとおり普通約款を読み替えます。

読み替える規定の位置	読み替える語句	読替後の語句
普通約款第3条（保険金を支払わない場合）（1）④および⑤ならびに普通約款第3条（保険金を支払わない場合）（3）	カード	カードまたは小切手もしくは小切手用紙
普通約款第3条（保険金を支払わない場合）（3）	カード発行者	カードについてはカード発行者、小切手もしくは小切手用紙については取引銀行

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

車両限定カード特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載のカードの券面に車両番号が記載されている場合は、その車両に搭乗中の者が不正使用したことによって被保険者が被る損害に対してのみ保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

クレジットカード発行者担保特約条項（共通保険金額方式）

当社が、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に基づいて保険金を支払うべき損害は、保険証券記載のクレジットカード（以下「カード」といいます。）が不正使用されたことにより、被保険者である普通約款第1条（用語の定義）に規定するカード発行者およびカード保有者が被る損害とします。

クレジットカード発行者担保特約条項（別建保険金額方式）

当社が、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に基づいて保険金を支払うべき損害は、保険証券記載のクレジットカード（以下「カード」といいます。）が不正使用されたことにより、被保険者である普通約款第1条（用語の定義）に規定するカード発行者が被る損害とします。

キャッシュディスペンサー用カード発行者担保特約条項（A-4. 普通預金口座、総合口座用）

第1条（保険金を支払う場合）

カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

（1）当社は、普通預金口座または定期預金を担保とする当座貸越（以下「預金担保当座貸越」といいます。）口座に係る保険証券記載のキャッシュディスペンサー用カード（以下「カード」といいます。）について、次のいずれかの事故（以下「保険事故」といいます。）が発生したことによって、法律またはカード規定等に基づいて被保険者であるカード発行者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① カードが盗難に遭い、または紛失し、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと。
 - ② 保険期間中に生じたキャッシュディスペンサーの設置場所における喝取（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われることをいいます。）
- （2）（1）①の場合において、当社が保険金を支払う損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用による損害に限ります。ただし、担保期間の末日が「通知受理日の1日後」と保険証券に記載されている場合は、「通知受理日の翌日以降初めて到来する被保険者の営業日」と読み替えて適用します。
- （3）保険証券記載の「通知受理日」とは、カード発行者がカードの盗難または紛失の通知を受理した日をいいます。
- （4）（1）に規定する「カード規定等」とは、カード発行者のカード規定その他カードの利用に関しカード発行者が預金者（カードをカード発行者から貸与された預金者をいいます。以下同様とします。）に対してカードの不正使用による損害を負担する旨を約した規定であって、この保険契約の締結時に保険契約者またはカード発行

者が当会社に提出したものとします。]

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、カード保有者が正当な理由がなく、^{かつしゆ}（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われることをいいます。以下同様とします。）が発生した後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ^{かつしゆ}の発生を所轄警察署に届け出ること。
- ② ^{かつしゆ}の発生をカード発行者に通知すること。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 普通預金口座において、不正使用としてなされた取引時に預金残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し
- ② 普通預金口座または定期預金を担保とする当座貸越口座において、不正使用としてなされた取引時に貸越残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し

第3条（免責規定の不適用）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合）(1) ⑧および⑩の規定は、適用しません。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

キャッシュディスペンサー用カード発行者担保特約条項（B-4. 無担保当座貸越用）

第1条（保険金を支払う場合）

カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

(1) 当社は、一定の金額までの範囲内での貸越が随時受けられる無担保の当座貸越（以下「無担保当座貸越」といいます。）口座に係る保険証券記載のキャッシュディスペンサー用カード（以下「カード」といいます。）について、次のいずれかの事故（以下「保険事故」といいます。）が発生したことによって、法律またはカード規定等に基づいて被保険者であるカード発行者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① カードが盗難に遭い、または紛失し、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと。
- ② 保険期間中に生じたキャッシュディスペンサーの設置場所における^{かつしゆ}（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われることをいいます。）

(2) (1) ①の場合において、当社が保険金を支払う損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用による損害に限ります。ただし、担保期間の末日が「通知受理日の1日後」と保険証券に記載されている場合は、「通知受理日の翌日以降初めて到来する被保険者の営業日」と読み替

えて適用します。

(3) 保険証券記載の「通知受理日」とは、カード発行者がカードの盗難または紛失の通知を受理した日をいいます。

(4) (1)に規定する「カード規定等」とは、カード発行者のカード規定その他カードの利用に関しカード発行者が預金者（カードをカード発行者から貸与された預金者をいいます。以下同様とします。）に対してカードの不正使用による損害を負担する旨を約した規定であって、この保険契約の締結時に保険契約者またはカード発行者が当会社に提出したものとします。」

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、カード保有者が正当な理由がなく、^{かつしゅ}（カードにより現金を引き出すよう強要され、かつ、その引き出された現金を奪われることをいいます。以下同様とします。）が発生した後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。

① ^{かつしゅ}の発生を所轄警察署に届け出ること。

② ^{かつしゅ}の発生をカード発行者に通知すること。

(2) 当社は、無担保当座貸越において、不正使用としてなされた取引時に貸越残高照合が行われなかったことにより生じた限度額以上の引出しによって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（免責規定の不適用）

普通約款第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑧および⑩の規定は、適用しません。

第4条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

デビットカード特約条項（発行者担保・盗難用）

第1条（キャッシュディスプレイの定義）

当社は、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（用語の定義）において、キャッシュディスプレイの定義を以下のとおり読み替えます。

「① 現金自動支払機をいい、現金自動預入払出兼用機等の現金自動支払機と同様の機能を有するものを含みます。

② デビットカード（電信振替機能をもつキャッシュディスプレイ用カードをいいます。）の使用を目的として、商品または役務を提供する事業者が設置しているカード用端末」

第2条（^{かつしゅ}の範囲）

キャッシュディスプレイ用カード発行者担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）によって読み替えられた普通約款第2条（保険金を支払う場合）(1)②に規定する^{かつしゅ}には、商品または役務の対価を支払うよう強要され、かつ、その提供された商品または役務を奪われることを含むものとします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料支払に関する特約条項（クレジットカード用）

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険期間開始の後初めて到来するクレジットカード利用による代金決済日後10日以内に払い込むものとします。
- (2) (1) の場合、カード盗難保険普通保険約款第7条（保険責任の始期および終期）
- (3) の規定は適用しません。

第2条（保険料領収前の損害）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）による解除の効力は、保険期間の始期に遡ってその効力を生じます。

保険料支払に関する特約条項（キャッシュディスペンサー用カード用）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険期間開始の後10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の損害）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険契約の解除－保険料不払の場合）による解除の効力は、保険期間の始期に遡ってその効力を生じます。

保険料の精算に関する特約条項

第1条（暫定保険料）

カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、この保険契約において定めた暫定保険料に対して適用します。

第2条（保険料算出の基礎の通知）

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知開始日（2回目以降は保険証券記載の通知開始日と通知間隔に基づき通知を行う日とします。）までに保険証券記載の通知締切日における保険の対象としたカードの発行済枚数を書面により当会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）に規定する通知に遅滞または脱漏があった場合には、当会社はこの保険契約における保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏について、故意または重大な過失に基づくものではないことを証明した場合には、この規定は適用しません。
- （3）（1）に規定する通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。

第3条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、第2条（保険料算出の基礎の通知）の通知に基づき当会社が算出した確定保険料（以下「確定保険料」といいます。）を精算期日（保険証券記載の精算開始日および2回目以降は保険証券記載の精算開始日と精算間隔に基づき精算を行う日をいいます。以下同様とします。）までに払い込まなければなりません。ただし、最終の精算期日（保険期間に対して1回の精算期日を定めた場合にはその精算期日とします。）に払い込まれるべき確定保険料については、暫定保険料との間でその差額を精算するものとします。
- （2）保険期間の中途において、この保険契約を解除する場合またはこの保険契約が失効となる場合には、その時に、（1）に準じて確定保険料と暫定保険料の差額を精算します。

第4条（カード保有者名簿等の閲覧）

- （1）当会社は、保険契約者に対し、カード保有者の名簿その他この保険契約において定めた保険料算出の基礎を確認することが可能な資料の閲覧を請求することができます。
- （2）（1）の請求に対して、保険契約者が正当な理由なくこれに協力しない場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

免責金額の設定に関する特約条項（A. 一回の不正使用ごとに適用する場合）

第1条（保険金の支払額）

当会社は、一回の不正使用によって生じたカード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載

の免責金額を差し引いた額を損害の額とみなして、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

免責金額の設定に関する特約条項（B. 一連の不正使用全体に対して適用する場合）

第1条（保険金の支払額）

(1) 当社は、カード1枚あたりの保険金額を限度とし、保険証券記載のカードについて行われた一連の不正使用によって生じたカード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して、普通約款第4条（損害の額の算定）に規定する損害の額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を保険金として、支払います。

(2) (1)において、一連の不正使用とは、カード1枚ごとに普通約款第2条（保険金を支払う場合）(2)およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定による担保期間中に行われたすべての不正使用をいいます。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険金の縮小払に関する特約条項

第1条（保険金の支払額）

当社は、カード1枚につき、カード1枚あたりの保険金額を限度とし、カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（損害の額の算定）および普通約款に付帯された特約条項の規定により算出した損害の額に保険証券記載の縮小割合（以下「縮小割合」といいます。）を乗じて得た額を保険金として、支払います。

第2条（免責金額設定時の保険金の支払額）

普通約款に免責金額の設定に関する特約条項（B. 一連の不正使用全体に対して適用する場合）が付帯されている場合には、当社は、カード1枚につき、カード1枚あたりの保険金額を限度とし、次に定める額を保険金として支払います。

支払保険金の額 = (損害の額 - 保険証券記載の免責金額) × 縮小割合

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

E T Cカード担保特約条項

第1条（免責規定の不適用）

カード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑧の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

クレジットカード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）

第1条（用語の定義）

この特約条項またはこの特約条項によって読み替えられたカード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
偽造	カード発行者以外の者が、真正なカードに類似の外観または機能を有するものを権限なく作出することをいいます。
変造	カード発行者以外の者が、真正なカードを権限なく不正に改変することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

- （1）当会社は、保険証券記載のカード（以下「カード」といいます。）が偽造または変造され、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
- （2）当会社が保険金を支払う（1）の損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用によるものに限りします。
- （3）保険証券記載の「通知受理日」とは、カード発行者が保険事故の通知を受理した日をいいます。」

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、カード発行者もしくはカード保有者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ カード保有者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担した偽造または変造
- ④ 保険期間の開始前に生じていたカードの偽造または変造。ただし、この保険契約が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約（保険契約者が当会社と締結した普通約款に基づく保険契約をいいます。）の保険期間の開始前に生じていた偽造または変造とします。
- ⑤ カードがカード発行者からカード保有者に到達する前になされた偽造または変造

- ⑥ 他人に譲渡、貸与または担保差入れされたカードがカード保有者本人に戻る前になされた偽造または変造
 - ⑦ カードの有効期限を経過した後に行われた使用
 - ⑧ カード保有者によるカードの会員規約または利用規定の違反
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じ、または付随して生じた偽造または変造によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、カード保有者が正当な理由がなく、偽造もしくは変造または保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① カードの偽造もしくは変造または保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。
 - ② カードの偽造もしくは変造または保険事故の発生をカード発行者に通知すること。
- (4) 普通約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定は、適用しません。

第4条（保険金の支払額）

当会社が、普通約款第5条（保険金の支払額）の規定により支払う保険金の額は、保険期間中を通じて、保険証券記載の支払限度額（期間中）を限度とします。

第5条（準用規定）

(1) 普通約款の規定は、次のとおり読み替えます。

規定の位置	読み替える語句	読替え後の語句
第4条（損害の額の算定）（1）	「カードが不正使用されたこと」	「クレジットカード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）第2条（保険金を支払う場合）の規定によって読み替えられた第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険事故が発生したこと」
第21条（保険金の請求）	「盗難または紛失」	「偽造もしくは変造またはこれらによる不正使用」

(2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

キャッシュディスペンサー用カード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）

第1条（用語の定義）

この特約条項またはこの特約条項によって読み替えられたカード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
偽造	カード発行者以外の者が、真正なカードに類似の外観または機能を有するものを権限なく作出することをいいます。
変造	カード発行者以外の者が、真正なカードを権限なく不正に改変することをいいます。
無担保当座貸越	一定の金額までの範囲内での貸越が随時受けられる無担保の当座貸越をいいます。
預金担保当座貸越	定期預金を担保とする当座貸越をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

- (1) 当社は、保険証券記載のカード（以下「カード」といいます。）が偽造または変造され、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者であるカード発行者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 不正使用としてなされた取引時に預金残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し
 - ② 預金担保当座貸越口座または無担保当座貸越口座がある場合において、不正使用としてなされた取引時に貸越残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し
- (3) 当社が保険金を支払う（1）の損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用によるものに限り、ただし、担保期間の末日が「通知受理日の1日後」と保険証券に記載されている場合は、「通知受理日の翌日以降初めて到来する被保険者の営業日」と読み替えて適用します。
- (4) 保険証券記載の「通知受理日」とは、カード発行者が保険事故の通知を受理した日をいいます。」

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、カード発行者もしくはカード保有者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ カード保有者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担した偽造または変造
 - ④ 保険期間の開始前に生じていたカードの偽造または変造。ただし、この保険契約

が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約（保険契約者が当会社と締結した普通約款に基づく保険契約をいいます。）の保険期間の開始前に生じていた偽造または変造とします。

- ⑤ カードがカード発行者からカード保有者に到達する前になされた偽造または変造
- ⑥ 他人に譲渡、貸与または担保差入れされたカードがカード保有者本人に戻る前になされた偽造または変造
- ⑦ カードの有効期限を経過した後に行われた使用
- ⑧ カード保有者によるカードの会員規約または利用規定の違反
- ⑨ キャッシュディスプレイのシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じ、または付随して生じた偽造または変造によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(3) 当会社は、カード保有者が正当な理由がなく、偽造もしくは変造または保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① カードの偽造もしくは変造または保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。
- ② カードの偽造もしくは変造または保険事故の発生をカード発行者に通知すること。

(4) 普通約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定は、適用しません。

第4条（保険金の支払額）

当会社が、普通約款第5条（保険金の支払額）の規定により支払う保険金の額は、保険期間中を通じて、保険証券記載の支払限度額（期間中）を限度とします。

第5条（準用規定）

(1) 普通約款の規定は、次のとおり読み替えます。

規定の位置	読み替える語句	読替え後の語句
第4条（損害の額の算定）（1）	「カードが不正使用されたこと」	「キャッシュディスプレイ用カード用・偽変造担保特約条項（発行者担保）第2条（保険金を支払う場合）の規定によって読み替えられた第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険事故が発生したこと」
第21条（保険金の請求）	「盗難または紛失」	「偽造もしくは変造またはこれらによる不正使用」

(2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

クレジットカード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）

第1条(保険金を支払う場合)

カード盗難保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払う場合)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

- (1) 当社は、保険証券記載のカード（以下「カード」といいます。）の会員番号、各種暗証番号、確認番号、有効期限情報その他のカード情報（以下「IDナンバー等」といいます。）が盗難され、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中にカード保有者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者であるカード発行者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払う（1）の損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用によるものに限ります。
- (3) 保険証券記載の「通知受理日」とは、カード発行者が保険事故の通知を受理した日をいいます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、カード発行者、加盟店（カード発行者またはその提携先と加盟店契約を締結した者をいいます。以下同様とします。）、カード保有者（これらの者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ カード保有者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担したIDナンバー等の盗難
 - ④ 保険期間の開始前に生じていたIDナンバー等の盗難。ただし、この保険契約が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約（保険契約者が当社と締結した普通約款に基づく保険契約をいいます。）の保険期間の開始前に生じていたIDナンバー等の盗難とします。
 - ⑤ カード発行者がIDナンバー等をカード保有者に通知する場合において、その通知がカード保有者に到達する前に生じたIDナンバー等の盗難
 - ⑥ カード保有者が担保等のために他人にカードまたはIDナンバー等の管理を委ねた場合、その間およびその後起きたIDナンバー等の盗難。ただし、そのIDナンバー等の盗難が、管理を委ねたことに基づかないことをカード保有者が証明した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑦ IDナンバー等に設定された有効期限を経過した後に行われた使用
 - ⑧ カード保有者によるカードの会員規約または利用規定の違反
 - ⑨ 保険契約者、カード発行者、加盟店またはこれらの者から業務委託を受けた者からのIDナンバー等の盗難
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じ、または付随して生じたIDナンバー等の盗難によって生じた損害に対しては、保険金を支払い

ません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、カード保有者が正当な理由がなく、IDナンバー等の盗難または保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① IDナンバー等の盗難または保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。
 - ② IDナンバー等の盗難または保険事故の発生をカード発行者に通知すること。
- (4) 普通約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定は、適用しません。
- (5) この特約条項において、サイバー攻撃危険不担保特約条項の規定は、適用しません。

第3条（保険金の支払額）

当会社が、普通約款第5条（保険金の支払額）の規定により支払う保険金の額は、保険期間中を通じて、保険証券記載の支払限度額（期間中）を限度とします。

第4条（準用規定）

- (1) 普通約款の規定は、次のとおり読み替えます。

規定の位置	読み替える語句	読替え後の語句
第1条（用語の定義）	「盗取、詐欺または横領の被害に遭うことをいいます。」	「盗取、紛失その他の事由により不正にカード保有者以外の者の知るところとなることをいいます。」
第4条（損害の額の算定）（1）	「カードが不正使用されたこと」	「クレジットカード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）第1条（保険金を支払う場合）の規定によって読み替えられた第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険事故が発生したこと」
第21条（保険金の請求）	「盗難または紛失」	「盗難またはこれらによる不正使用」

- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

キャッシュディスペンサー用カード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）

第1条（用語の定義）

- (1) この特約条項またはこの特約条項によって読み替えられたカード盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ダイレクトバンキングサービス	電話機、パーソナルコンピュータまたは携帯型情報端末等の情報機器を使用し、インターネット等を經由して、預金者が行う金融機関宛の振込、振替その他各種取引に係る依頼に基づいて金融機関が提供するサービスをいいます。
預金者	サービス提供者からダイレクトバンキングサービスの会員規約または利用規定に従ってダイレクトバンキングシステムを利用することを条件として、IDナンバー等を保有することを認められた者をいいます。
IDナンバー等	預金者がダイレクトバンキングサービスを利用するにあたり、預金者本人であることを金融機関が確認するために用いる、口座番号、契約者番号、各種暗証番号、確認番号、合言葉その他の手段をいいます。
盗難	盗取、紛失その他の事由により不正に預金者以外の者の知るところとなることをいいます。
サービス提供者	預金者に対して代金決済等のダイレクトバンキングサービスを提供する者をいいます。
振込・振替等	普通預金口座または貯蓄預金口座からの振込、振替その他の各種取引による資金移動をいい、当座貸越を利用するものを含みます。
預金担保当座貸越	定期預金を担保とする当座貸越をいいます。
無担保当座貸越	一定の金額までの範囲内での貸越が随時受けられる無担保の当座貸越をいいます。
更新契約	保険契約者が当会社と締結した普通約款に基づく保険契約（以下「カード盗難保険契約」といいます。）の保険期間の末日（そのカード盗難保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。）を保険期間の初日とし、更新前の契約と同一の契約者番号に係るIDナンバー等を保険の対象とするカード盗難保険契約をいいます。
会員規約等	ダイレクトバンキングサービスの会員規約、利用規定、加盟店規約または登録店規約をいいます。
キャッシュディスプレイ	現金自動支払機をいい、現金自動預入払出兼用機等の現金自動支払機と同様の機能を有するものを含みます。

(2) 普通約款第1条（用語の定義）の規定は、適用しません。

第2条（保険金を支払う場合）

普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第2条（保険金を支払う場合）」

(1) 当会社は、保険証券記載のダイレクトバンキングサービスにおいて、IDナンバー等が盗難され、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に預金者以外の者に不正使用されたこと（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者であるサービス提供者が振込・振替等に関して被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険

金を支払いません。

- ① 不正使用としてなされた取引時に預金残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し
 - ② 預金担保当座貸越口座または無担保当座貸越口座がある場合に、不正使用としてなされた取引時に貸越残高照合が行われないことにより生じた限度額以上の引出し
- (3) 当社が保険金を支払う(1)の損害は、保険証券記載の担保期間の初日の午前0時から末日の午後12時までに行われた不正使用によるものに限ります。ただし、担保期間の末日が「通知受理日の1日後」と保険証券に記載されている場合は、「通知受理日の翌日以降初めて到来する被保険者の営業日」と読み替えて適用します。
- (4) 保険証券記載の「通知受理日」とは、サービス提供者が保険事故の通知を受理した日をいいます。」

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、サービス提供者、預金者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 預金者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、または加担したIDナンバー等の盗難
 - ④ 保険期間の開始前に生じていたIDナンバー等の盗難。ただし、この保険契約が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約の保険期間の開始前に生じていたIDナンバー等の盗難とします。
 - ⑤ 被保険者であるサービス提供者が、IDナンバー等を預金者に通知する場合において、その通知が預金者に到達する前に行われたIDナンバー等の盗難
 - ⑥ 預金者が担保等のために他人にIDナンバー等の管理を委ねた場合、その間およびその後起きたIDナンバー等の盗難。ただし、そのIDナンバー等の盗難が、管理を委ねたことに基づかないことを預金者が証明した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑦ IDナンバー等に設定された有効期間を経過した後に行われた使用
 - ⑧ ダイレクトバンキングの利用に関する約定または規定違反
 - ⑨ ダイレクトバンキングシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた使用
 - ⑩ 保険契約者、被保険者、これらの者の使用人またはこれらの者から業務委託を受けた者からのIDナンバー等の盗難
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じ、または付随して生じたIDナンバー等の盗難によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子力分裂生成物を含みます。）の放射線、爆発性、その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社、預金者が正当な理由がなく、IDナンバー等の盗難または保険事故の発生を知った後に遅滞なく次の事項を行わなかったことにより発生または拡大した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① IDナンバー等の盗難または保険事故の発生を所轄警察署に届け出ること。
 - ② IDナンバー等の盗難または保険事故の発生をサービス提供者に通知すること。
- (4) 普通約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定は、適用しません。
- (5) この特約条項において、サイバー攻撃危険不担保特約条項の規定は、適用しません。

第4条（保険金の支払額）

当会社が、普通約款第5条（保険金の支払額）の規定により支払う保険金の額は、保険期間中を通じて、保険証券記載の支払限度額（期間中）を限度とします。

第5条（準用規定）

- (1) 普通約款の規定は、次のとおり読み替えます。

規定の位置	読み替える語句	読替え後の語句
普通約款の各規定（第4条（損害の額の算定）（1）および第5条（保険金の支払額）に規定するものを除きます。）	「カード」	「IDナンバー等」
普通約款の各規定	「カード発行者」	「サービス提供者」
普通約款の各規定	「カード保有者」	「預金者」
第4条（損害の額の算定）（1）	「カードが不正使用されたこと」	「キャッシュディスプレイ用カード用・IDナンバー等盗用担保特約条項（発行者担保）第2条（保険金を支払う場合）の規定によって読み替えられた第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険事故が発生したこと」
第5条（保険金の支払額）	「カード1枚につき」	「1IDにつき」
第21条（保険金の請求）	「盗難または紛失」	「盗難またはこれらによる不正使用」

- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp